

国、地方公共団体等の著名な標章の商標審査基準について（案）

平成 27 年 9 月

第 4 条第 1 項第 6 号（国、地方公共団体等の著名な標章）

国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であつて営利を目的としないもの又は公益に関する事業であつて営利を目的としないものを表示する標章であつて著名なものと同一又は類似の商標

1. 前回WG（第 11 回）の指摘事項

- （1）第 4 条第 1 項第 6 号における著名の考え方、特に同項 8 号の著名との関係をどう整理すべきか。
- （2）標章の公表時には著名になっていないが、その後短期間で著名となる蓋然性が高いものをどのように取扱うべきか。
- （3）国等の事業の名称の取扱い、現在の記載場所で良いか。
- （4）同一又は類似の商標の解釈について、第 4 条第 1 項第 6 号の類似の範囲は同項 11 号の類似の範囲より広いのではないか。そうであれば、現在の書きぶりを修正すべきではないか。

2. 指摘事項に対する考え方

（1）第 4 条第 1 項第 6 号は「国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であつて営利を目的としないもの又は公益に関する事業であつて営利を目的としないもの」（以下「国等」という。）を表示する標章であつて著名なものと同一又は類似の商標を不登録事由とし、同号に掲げるものの公共性に鑑み、その権威を尊重するとともに、出所の混同を防いで需要者の利益を保護するための公益的な規定である。

一方、同項 8 号は、他人の「著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標」等を不登録事由とし、他人の氏名等に関する人格的利益を保護するための私益的な規定である。

各号の法益は前記のとおりそれぞれ異なり、同項 6 号は国等を表示する標章を保護する観点から「著名」を解釈すべきであり、裁判例においても同項 6 号及び同項 8 号のそれぞれの趣旨に従って解釈がなされているものである。

したがって、同項 6 号の「著名」については、前記公益性の観点を十分に考慮して判断すべきではないか。

- （2）著名となる蓋然性の高い標章については、当該標章の告知の方法（量や地域など）等の事情を十分に考慮して著名性を判断すべきではないか。
- （3）国等の事業の名称については、3. の審査基準改訂イメージ（3）「公益に関する事業であつて営利を目的としないもの」に規定し、それらの略称

等については同改訂イメージ（４）「表示する標章」に規定してはどうか。

（４）第４条第１項第６号の立法趣旨に鑑み、国等の権威や信用の尊重を目的とした公益保護の観点から判断することを明記してはどうか。

３．指摘を踏まえた商標審査基準改訂イメージ

前回WGの指摘を踏まえ、次のように記載してはどうか。（下線部は前回からの修正部分）

（１）「国、地方公共団体若しくはこれらの機関」について

- ①「国」とは日本国をいう。
- ②「地方公共団体」とは、地方自治法一条の三¹にいう普通地方公共団体（都道府県及び市町村）及び特別地方公共団体（特別区、地方公共団体の組合及び財産区）をいう。
- ③「これらの機関」とは、国については立法、司法、行政の各機関をいい、地方公共団体については、これらに相当する機関（司法を除く）をいう。

（２）「公益に関する団体であって営利を目的としないもの」について

「公益に関する団体であって営利を目的としないもの」であるか否かについては、当該団体の設立目的、組織及び公益的な事業の実施状況等を勘案して判断するものとする。この場合、国内の団体若しくは海外の団体であるか又は法人格を有するか否かを問わない。

（該当例）

- ・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律による認定を受けた公益社団法人または公益財団法人²（例：日本オリンピック委員会）
- ・特別法に基づき設立された社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、特定非営利活動法人、独立行政法人（例：日本貿易振興機構）など
- ・政党
- ・国際オリンピック委員会（IOC）
- ・国際パラリンピック委員会（IPC）及び日本パラリンピック委員会（JPC）
- ・キリスト教青年会（YMCA）

（３）「公益に関する事業であって営利を目的としないもの」について

¹ 地方自治法第一条の三 地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする。

² 普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。

³ 特別地方公共団体は、特別区、地方公共団体の組合及び財産区とする。

² 公益社団法人及び公益財団法人の設立においては、公益性（不特定多数の利益実現）、非営利（剰余金の分配を行わない）が求められる。

「公益に関する事業であって営利を目的としないもの」であるか否かについては、当該事業の目的及びその内容並びに事業主体となっている団体の設立目的及び組織等を勘案して判断する。この場合、事業が国内又は海外のいずれにおいて行われているかを問わない。

(該当例)

- ・ 地方自治体や地方公営企業等が行う水道事業、交通事業、ガス事業
- ・ 国や地方自治体が実施する事業（施策）
- ・ 国際オリンピック委員会（ＩＯＣ）や日本オリンピック委員会（ＪＯＣ）が行う競技大会であるオリンピック
- ・ 国際パラリンピック委員会（ＩＰＣ）や日本パラリンピック委員会（ＪＰＣ）が行う競技大会であるパラリンピック

（４）「表示する標章」について

国等を「表示する標章」には、国等の正式名称のみならず、略称、俗称、シンボルマークその他需要者に国等を想起させる表示を含む。

(公益に関する団体であって営利を目的としないものを表示する標章の例)

- ・ 国際オリンピック委員会の略称である「ＩＯＣ」及び日本オリンピック委員会の略称である「ＪＯＣ」

(公益に関する事業であって営利を目的としないものを表示する標章の例)

- ・ 国際オリンピック委員会（ＩＯＣ）や日本オリンピック委員会（ＪＯＣ）が行う競技大会であるオリンピックを表示する標章としての「オリンピック」及び「ＯＬＹＭＰＩＣ」、その俗称としての「『五輪』の文字」、そのシンボルマークとしての「五輪を表した図形（オリンピックシンボル）」
- ・ 国や地方自治体が実施する事業（施策）の略称

（５）「著名なもの」について

(イ)「著名」の程度については、国等の権威、信用の尊重や国等との出所の混同を防いで需要者の利益を保護するという公益保護の趣旨に鑑み、周知度が必ずしも全国的であることを要しない。

(ロ)「著名なもの」に該当するか否かについては、使用に関する事実、例えば、次の①ないし④の事実を総合勘案して判断する。この場合、標章によっては、短期間で著名となる蓋然性が高いと認められる場合があることに留意する。

- ①実際に使用されている標章
- ②標章の使用開始時期、使用期間、使用地域
- ③標章の広告又は告知の方法、回数及び内容
- ④一般紙、業界紙、雑誌又は他者のウェブサイト等における紹介記事の掲載回数及び内容

（６）「同一又は類似の商標」について

本号における類否は、国等の権威、信用の尊重や国等との出所の混同を防いで需要者の利益を保護するという公益保護の観点から、これら国等を表示する標章と紛らわしいか否かをもって判断する。

4. 参考

(1) 立法趣旨（工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第 19 版〕1286, 1287 頁）

○「六号の立法趣旨はここに掲げる標章を一私人に独占させることは、本号に掲げるものの権威を尊重することや国際信義の上から好ましくないという点にある。なお、本号は八号と異なり、その承諾を得た場合でも登録しないのであるから単純な人格権保護の規定ではなく、公益保護の規定として理解されるのである。本号の例としては、YMCA、JETRO、NHK、結核予防会のダブルクロス、大学を表示する標章、都市の紋章等がある。また、国とは日本国を、地方公共団体とは地方自治法一条の三にいう都道府県及び市町村並びに特別区、地方公共団体の組合及び財産区並びに地方開発事業団を、これらの機関とは、立法、司法、行政についての国又は地方公共団体の機関をいう。公益に関する団体であって営利を目的としないものの代表的な例は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律二条三号の公益法人である。公益に関する事業であって営利を目的としないものの例は地方公共団体の営む水道事業その他がある。」

○「八号は旧法二条一項五号に相当する規定である。旧法との相違は「著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称」を加えたことである。その理由はこれらも氏名と同様に特定人の同一性を認識させる機能があるからであり、人格権保護の規定としてはこれらを保護することが妥当だからである。ただ、肖像あるいは戸籍簿で確定される氏名、登記簿に登録される名称と異なり、雅号等はある程度恣意的なものだからすべてを保護するのは行き過ぎなので、「著名な」ものに限ったのである。「氏名」はフルネームを意味する。したがって、氏又は名のうちいずれか一方のときは本号の適用はない。「これらの著名な略称」とは、氏名、名称、雅号、芸名及び筆名の略称の意味である。また、例えば、自己の名称と他人の名称とが同一の場合は、自己の名称についても本号の適用があり、したがって、不登録になる。(略)」

(2) 裁判例

①知財高判 平成21年5月28（平成20年（行ケ）第10351号）

商標法4条1項6号の規定は、同号に掲げる団体の公共性にかんがみ、その権威を尊重するとともに、出所の混同を防いで需要者の利益を保護しようとの趣旨に出たものであり、同号の規定に該当する商標、すなわち、これらの団体を表示する著名な標章と同一又は類似の商標については、これらの団体の権威を損ない、また、出所の混同を生ずるものとみなして、無関係の私人による商

標登録を排斥するものであると解するのが相当である。

②知財高判 平成24年10月30日（平成24年（行ケ）第10125号）



DAIWA

本願商標



日南市章

「同号に掲げる団体等の公共性に鑑み、その信用を尊重するとともに、出所の混同を防いで取引者、需要者の利益を保護しようとの趣旨に出たものと解されるから、ここに「著名」とは、指定商品・役務に係る一商圈以上の範囲の取引者、需要者に広く認識されていることを要すると解するのが相当である。」

「本願商標の図形部分は、本願商標の大きな部分を占めるものではあるが、「日」という漢字の古代書体に由来するありふれた図形であって、その部分が取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものとまでは認められない。

他方、本願商標の「DAIWA」の文字部分は、図形部分と比して1／5程の大きさにすぎないが、同部分から「ダイワ」の称呼が生じることは明らかである。また、我が国には、「ダイワ」、「大和」を冠した企業名が多数存在する（裁判所に顕著な事実）から、取引者、需要者は、「DAIWA」の文字部分を企業名に関する表示として認識し、同部分からそのような企業名としての観念を生じるものと認められる。したがって、本願商標の「DAIWA」の文字部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認めることはできない。

以上によれば、前掲最高裁判決³の判断基準に照らして、本願商標の構成から図形部分を抽出し、この部分だけを日南市章と比較して商標そのものの類否を判断することは、許されないというべきである。」

³「商標法4条1項11号に係る商標の類否は、同一又は類似の商品又は役務に使用された商標が、その外観、観念、称呼等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して、その商品又は役務に係る取引の実情を踏まえつつ全体的に考察すべきものであり、複数の構成部分を組み合わせた結合商標と解されるものについて、商標の構成部分の一部を抽出し、この部分だけを他人の商標と比較して商標そのものの類否を判断することは、その部分が取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合や、それ以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められる場合などを除き、許されないというべきである」（つつみのおひなっこや事件（最判平成20年9月8日裁民228号561頁））